

箱根町公共サインガイドラインの策定について（2010.11.30 更新 竹村）

1 進め方

(1) できることをできるだけ早く実施する。

- ア 公共サイン設置状況調査の実施 H22.6.17～H22.9.17 に実施済
- イ 関所通りの交通規制サイン等の撤去を計画的に実施 H22.6.22 実施済
- ウ 公共サイン設置状況調査報告書の作成 H22
- エ 設置状況が悪いとされた看板の対応について
(H22.10.28 各課の長宛第4回景観施策推進会議結果報告より)

(ア) 緊急性を要するもの

各課の予算で対応を依頼

(イ) その他改修等が必要な公共サイン

次年度策定する公共サインガイドラインに沿って計画的に対応

(2) 景観施策推進会議等において、調査・研究を進める。 H22～H23

詳細は、別紙資料 1-1のとおり

(3) 公共サインガイドラインの策定 H23.9 策定予定

2 ガイドラインに定めるべき事項

(1) 公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示し、事物の所在や位置、現在地との位置関係などを確認するもの。

例…観光案内板、地域案内板、施設案内板

イ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。

例…観光地などへの誘導標、指定避難場所表示板

ウ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

例…文化財説明板、施設説明板

エ 注意看板

特定の場合での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。

例...ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標

(2) ガイドラインの対象とすべき公共サイン

(3) 基準

ア 表示デザイン

(文字書体、色彩、デザイン、ピクトグラム、イラスト、表示面積、高さ、向き)

イ 配置・整備

(構造、照明、位置)

ウ 表示内容

(情報掲載基準、凡例、方位、スケール、多言語表示)

エ エイブルデザイン

(外国人、車いす使用者、視覚障がい者、経路表示)

オ 景観

(色彩、規模、集約化、事業者等への協力)

(4) サインに替わる又は補完する方策(ツール)等の検討(地図、携帯サイト、パンフレット等)

(5) 維持管理

(定期点検、補修、管理体制等)

<管理台帳の作成>

設置年月日

設置場所

標識種別

サイズ

仕様(素材、照明等)

設置場所案内図

現況写真

管理部署

メンテナンス履歴

3 留意すべき国等が定めるサインのガイドライン

(1) 観光活性化標識ガイドライン(H17.6 国土交通省)

(2) 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン(H13.8 エコジョー・モビリティ財団)

(3) 標準案内用図記号ガイドライン(H13.3 エコジョー・モビリティ財団)

4 留意すべき関連法規

(1) 神奈川県屋外広告物条例

(2) 自然公園法

(3) 箱根町景観条例・計画

(4) 道路構造令

(5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

5 箱根町らしい公共サイン

(1) 構造改革特区の活用

公共サインガイドライン策定までのスケジュール(案)

開催時期	回数等	協議事項等	その他
平成23年1月	第6回	・ガイドラインの対象とすべき公共サインについて ・ガイドラインに入れる基準について	オブザーバーとして景観関連法令所掌機関職員等参加予定
平成23年2～3月	第7回	・ガイドラインに入れる基準の詳細について	
平成23年5月	第8回	・ガイドラインに入れる基準の詳細について ・管理台帳の作成について	
平成23年6月	第9回	・公共サインガイドライン(素案)の作成について	
平成23年7月	第10回	・意見照会結果を踏まえて、公共サインガイドライン(素案)について再度協議	
平成23年8月	-	・公共サインガイドラインについて取りまとめ(都市整備課)	-
平成23年9月	第11回	・公共サインガイドラインの策定報告 ・設置状況が悪いとされる公共サインの改修等について	

各回毎に会議結果を全課に報告するとともに、意見照会を行おうとするもの。